平成２２年（フ）第９３号
群馬県桐生市小曾根町２番26号　ロイヤルハイツ103
債務者　福澤　幸弘
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第９６号
群馬県桐生市広沢町間ノ島７番地　Ｂ－２号棟９号室
債務者　金子枝美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１０３号
石川県加賀市加茂町120番地３、従前の住所石川県加賀市山代温泉大和町215番地
債務者　井上　儀則
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１５９７号
名古屋市緑区大高町字川原６番地の１　サンハウス大高駅２－Ｂ号
債務者　見立貴謙こと　見立　良一
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９５１号
名古屋市西区枇杷島１丁目１番１－309号市営枇杷島荘
債務者　中村　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２０３号
愛知県小牧市城山２丁目８番地　県営城山第二住宅３棟404号
債務者　楠元　輝代
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５４号
名古屋市南区源兵衛町１丁目36番地　コーポ雅１Ｆ２号
債務者　藤城　正美
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９３号
名古屋市瑞穂区船原町１丁目10番地の４
債務者　水野　浩治
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９９号
名古屋市南区笠寺町字上新町53番地　ラ・マーレ302号
債務者　清和　　誠
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１号
鳥取県鳥取市岩倉252番地８、旧住所大阪府富田林市若松町４丁目２番23号
債務者　山本　晴美
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５６号
鳥取県鳥取市賀露町南６丁目18番32号、住民票上の住所鳥取県鳥取市賀露町南３丁目2492番地２
債務者　矢部惠美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２１号
鳥取県境港市中野町687番地１
債務者　池淵　　憲
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１３２号
鳥取県境港市美保町274番地31　県営美保団地１棟105号
債務者　武良　英紀
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第３８６号
広島市佐伯区隅の浜２丁目８番８号世羅アパート４号
債務者　今中タクシーこと　今中　幸光
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２２５号
広島市南区皆実町６丁目１番16―301号
債務者　長山　　綾（旧姓喜多村）
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７号
広島県尾道市山波町551番地７
債務者　中山　和枝
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇町筋44番地
債務者　石田　隆志
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
徳島地方裁判所阿南支部